

6

地域内の連携強化を図る道路ネットワークの整備

目標
指標

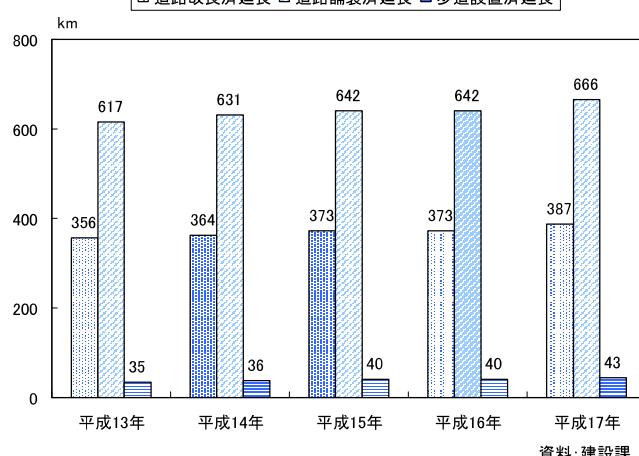
	平成 17 年度	平成 26 年度
道路改良済延長（改良率）	387 km (35%)	434 km (40%)
道路舗装済延長（舗装率）	666 km (60%)	716 km (65%)
歩道設置済延長（設置率）	43 km (4%)	55 km (5%)

現況と課題

- 本市には、国道3路線、主要地方道4路線、一般県道13路線の国・県道があり、磐越自動車道船引三春ICへアクセスする国道288号は、三春バイパス船引工区の完成に引き続き、船引バイパスの整備が進められています。
- 市としての一体感を醸成し、広域的な観光ルートづくりや産業の振興を図るうえで、国・県道の整備促進と高速道路、福島空港等を円滑に結ぶ交通ネットワークの形成が求められています。
- 起伏に富む本市には狭隘で急カーブの道路が多いため、安全性の高い道路の早期整備が求められています。また高齢者や障害者、子どもなど交通弱者の安全確保上からも、段差のない歩道を計画的に整備する必要があります。
- 市民生活に身近な市道、農林道の一部は未舗装であるため、通行に支障をきたしています。
- 来訪者を誘導する観光地・公共施設・集落の案内標識は少なく、デザイン等の統一も図られていないため、公共サインの整備が課題となっています。

□道路整備延長

■ 道路改良済延長 □ 道路舗装済延長 □ 歩道設置済延長



資料:建設課

目指す
べき
方 向 性

- 広域的な連携・交流を促す道づくり
- 安全で安心な暮らしを支える道づくり
- 思いやりのある道づくり
- 景観と調和した道づくり

施 策 の 体 系

① 幹線道路の整備

- 磐越自動車道や福島空港、県内主要都市へアクセスする広域ネットワークを形成するため、国道288号船引バイパス、国道349号、国道399号、主要地方道4路線、一般県道13路線の整備促進を図ります。
- 国道288号船引バイパス沿線へ「道の駅」の整備を図り、交流拠点化を目指します。
- 主要な市道の整備に努め、市内の円滑な広域交通ネットワークの形成を図ります。

② 生活道路の整備

- 通勤・通学路の安全性と快適性を確保するため、狭隘な急カーブなど危険箇所を有する生活道路の改良を進めます。
- 砂利道の生活道路は、緊急時にも対応できるよう舗装整備を進めます。

③ 人にやさしい道づくり

- 歩行者の安全を確保するため、通学路や市街地・集落内道路の歩道・自転車道整備とバリアフリー化を進めます。
- 公共サイン整備計画に基づき、統一感のある標識や看板などサインの整備に努め、誰にでも分かりやすく、安全・快適な誘導案内を図ります。



市道明部渕線

7

水辺環境の整備

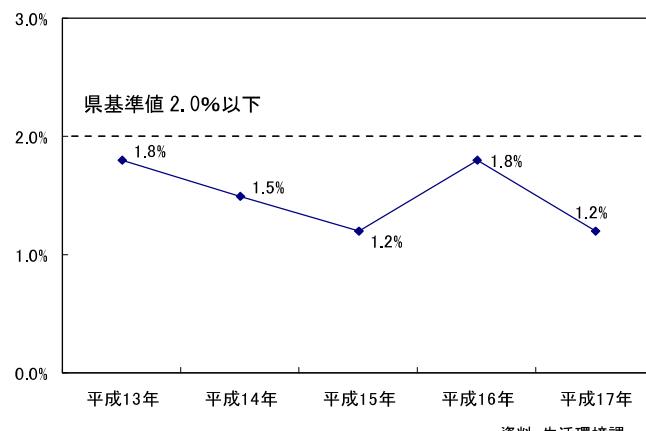
目標
指標BOD（生物化学的酸素要求量）
(福島県の基準は、2.0 以下)

平成 17 年度	平成 26 年度
1.2%	1.5%以下

現況と課題

- 大滝根川など未改修箇所が多い1級、2級河川は、台風や洪水等の自然災害による被災の未然防止対策が求められています。
- 小規模河川が多い市管理の準用河川や普通河川は、改修に膨大な費用を要するため、ほ場整備事業や河川災害復旧事業を活用していますが、計画的な河川整備に取り組めないのが実情です。
- 市民が水に親しみ、潤いと安らぎを感じる水辺環境は限られており、気軽にふれあうことのできる親水空間の整備が求められています。
- 河川は市民の日常生活に潤いと恵みをもたらすだけでなく、生き物の生息の場としての役割も担っていますが、水質汚濁やごみの投棄、護岸整備など生息環境に及ぼす影響は少なくありません。

□ BOD（生物化学的酸素要求量）の推移



目指す
べき
方 向 性

- ・自然環境と調和のとれた川づくり
- ・川本来の自然や風景に根ざした個性あふれる水辺空間の形成
- ・市民参加による美しい川づくり

施 策 の 体 系

① 河川の整備

- ・洪水等の被害を未然に防ぐため、大滝根川など一級河川の改修を国・県に要望するとともに、安定した農業・防災用水の供給が図られるよう準用河川や普通河川の計画的な整備を進めます。
- ・河川の整備にあたっては、その周辺一帯の動植物の生息・生育環境に配慮しながら取り組みます。

② 水辺に親しめる空間づくり

- ・県との連携を図りながら、河川空間を利用した親水公園の整備促進に努めるとともに遊歩道の整備を検討します。
- ・市民参加による水質浄化やクリーンアップ作戦など美しい水辺環境の保全に努めます。
- ・農業用ため池など身近な水辺空間の有効利用を検討します。



クリーンアップ作戦



8

地域情報化の基盤づくり

目標
指標

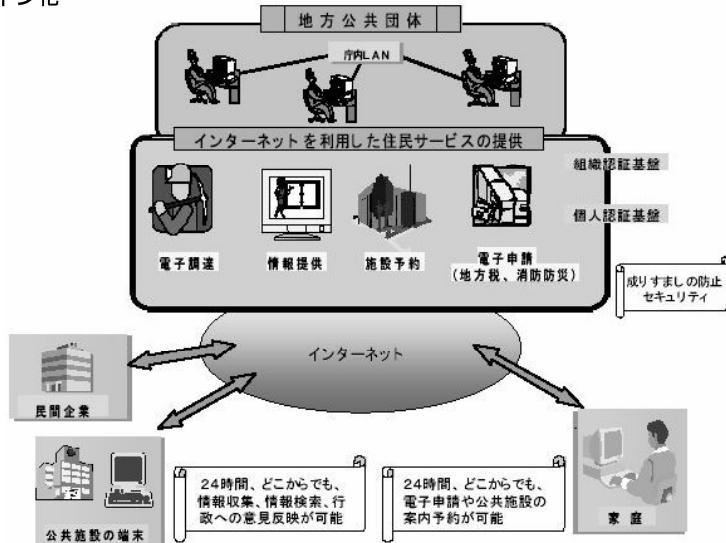
携帯電話不通話地域数

平成 17 年度	平成 26 年度
5 地域	0 地域

現況と課題

- 近年のブロードバンド^{※1}の進展に伴い家庭や事業者の急速な情報化が進んでいます。本市でも情報通信の高速化に努めていますが、一部地域では民間の高速回線(ADSL)が整備されていない状況にあります。また携帯電話の不通話など情報通信の地域間格差が見られます。
- 情報化の進展は、行政事務の効率化や行政手続きの電子化など市民生活の利便性を高めることから、本市でも電子化によるサービス向上に努めていますが、住民基本台帳カード、各種申請・届出オンラインシステム等の利用は伸び悩んでいます。
- 高度情報通信技術を活用したサービスは近い将来、市民生活に不可欠になると予測され、地域間の基盤整備や情報技術の格差是正、情報モラルの向上が必要です。
- 行政事務に関する情報の漏洩や破壊、改ざん等の未然防止を図るために情報セキュリティ対策を充実する必要があります。

□住民からの申請・届出等のオンライン化



※1：ブロードバンド

高速度で大容量のデータ転送のこと。動画の伝送などネットワーク上の高度なサービスを実現する。

目指すべき
方 向 性

- ・ ITの積極的な活用による市民サービスの充実
- ・ 誰でも安全に利用しやすい情報ネットワークの構築

施 策 の 体 系

① 電子自治体の推進

- ・ 電子自治体化計画を策定し、情報技術を最大限に活かした利便性の高いサービスを提供するとともに行政経費の削減や簡素で効率的な行政の実現に積極的に取り組み、魅力ある地域づくりに努めます。
- ・ 住民基本台帳カード、各種申請・届出オンラインシステム等の利用促進を図るとともに、高度な電子自治体の確立による行政サービスの充実に努めます。
- ・ 公共料金や税金の支払いをパソコン等により決済できるマルチペイメントシステム^{※2}の導入を検討します。

② 地域情報基盤の整備

- ・ 市役所や行政局、公民館など公共施設間を結ぶ地域インターネット^{※3}網の充実とその有効利用に努めます。
- ・ ユビキタス社会^{※4}を支える光ファイバーケーブルなど高度情報通信網の段階的な整備を促進します。
- ・ 携帯電話不通話地域の解消を図るとともに、地上波デジタル放送の難視聴地域の解消を促進します。

③ 情報リテラシーの向上

- ・ 市民の情報リテラシー^{※5}の向上を支援するため、市役所等に設置した情報端末を通じて情報通信機器に慣れ親しみ、利用できる環境づくりを進めます。
- ・ 学校教育や社会教育におけるパソコン教室など情報通信機器の操作や情報モラルの向上に関する学習機会の充実を図ります。

④ 情報セキュリティの徹底

- ・ 情報セキュリティポリシー^{※6}に基づく職員意識の徹底を図り、情報の保護と適正な管理に努めます。
- ・ 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するための情報セキュリティ監査を定期的に実施します。

※2：マルチペイメントシステム

　収納企業と金融機関との間をネットワークで結び、ATM、電話、パソコン等の各種端末を利用することで利用者の公共料金等の支払いや消し込み情報が収納企業に通知される仕組み。

※3：地域インターネット

　地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所など公共施設間を高速・超高速で接続するネットワーク。

※4：ユビキタス社会

　いつでもどこでも、利用者が意識せずとも、情報通信技術を活用できる環境が整った社会。

※5：情報リテラシー

　情報化社会でコンピュータなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力。

※6：情報セキュリティポリシー

　どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方や情報セキュリティを確保するための体制、組織・運用を定めた規定。

目標
指標

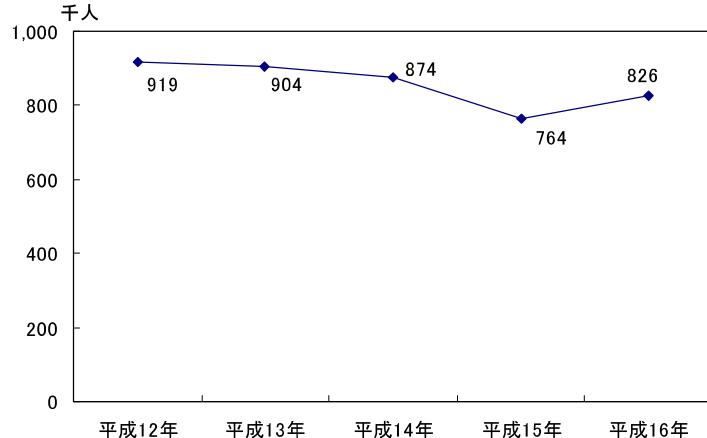
デマンド交通利用者数

平成 17 年度	平成 26 年度
89 人/日	178 人/日

現況と課題

- 鉄道は、磐越東線が主に通勤・通学に利用されていますが、少子化やモータリゼーション等の進展により、利用客は減少の傾向にあります。
- バスは、平成 18 年 4 月現在で、廃止路線代替バスを含め 15 路線が運行しています。高齢者や障害者、児童生徒など自ら移動手段を持たない市民に不可欠な交通手段となっていますが、鉄道同様、急速な少子化等により利用者は年々減少する反面、バス路線の維持経費は増加傾向をたどり、バス事業者が赤字路線の廃止を打ち出すなど厳しい状況にあります。
- 交通弱者の利便性を確保するために、船引地域では平成 18 年 1 月から新多目的交通システム（デマンド交通^{※1}）の試行を、4 月からは本格運行を開始しています。
- 増加する高齢者の通院や買い物、公共施設等の利用に果たす公共交通の役割が高まる事から、新たな交通システムの確立や既存の公共交通機関のネットワーク化など一層の利便性の向上を図る必要があります。

□市内鉄道駅乗車人数合計



資料:JR東日本

※1 : デマンド交通

基本路線外でも利用客の呼び出しに応じて一定地区内を運行する交通システム。

目指すべき
方 向 性

- 総合的な交通手段の整備による利便性の向上
- 公共交通のバリアフリー化の推進

施策の体系

① 鉄道の利便性の向上

- バス交通と円滑に連絡するダイヤ改正や施設のバリアフリー化など、利便性の向上による利用促進を図ります。
- 沿線自治体や各種団体等との連携により市外からの誘客を図るなど、鉄道を活かした地域活性化と利用者の増加に努めます。

② 生活バスの充実

- 市民ニーズに応じた新たな交通システムの構築を図り、交通手段の確保と利便性の向上に努めます。
- 厳しい運営が予測される路線バスは、事業者との連携を図りながら利用の促進と適正な維持に努めます。



船引らくらくタクシー

10

安全・安心な生活の確保

目標
指標

	平成 17 年度	平成 26 年度
防災無線個別受信機の設置世帯割合	92.5%	100.0%
自主防災・防犯組織数	41 団体	64 団体

現況と課題

- 異常気象等による自然災害や国際情勢の変化に伴うテロ災害など、大規模化・複雑化する災害は、いつ、どこで、市民の生活を脅かすか予測できません。災害から市民の生命と財産を守るために、国や県、関係機関との連携による総合的な防災体制を整備する必要があります。
- 市民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の育成を図るとともに、市民への確実な情報提供や消防団の活性化、高齢者・障害者等の災害時要援護者の援助など、災害発生時に的確に対応できる防災体制や消防・救急体制を整備し、地域の防災力を高める必要があります。
- 子どもや高齢者など交通弱者が巻き込まれる交通事故が増え、特に、高齢社会を迎える高齢者が当事者となる交通事故は一層増えることが予測されます。
また近年は、子どもや高齢者をねらう犯罪、強盗等の凶悪犯罪、消費生活にかかる犯罪など、その内容は凶悪化・巧妙化しています。市民の安全で安心な生活を確保するため、交通安全・防犯意識の高揚と地域安全機能の強化が求められています。

□ 平成 17 年の交通事故発生件数

	人身事故 発生件数	物損事故 発生件数	合計	
			件数	割合
船引地区	59	292	351	61.9%
常葉地区	16	74	90	15.9%
都路地区	12	25	37	6.5%
大越地区	9	36	45	7.9%
滝根地区	5	39	44	7.8%
合計	101	466	567	100.0%

資料：生活環境課

目指すべき
方 向 性

- 安全で安心な住み良い地域社会の構築
- 自助・共助・公助の連携による防災・防犯力の向上
- 効果的で適切な情報の提供

施 策 の 体 系

① 地域防災体制の充実

- 市民に対する災害時の情報提供、避難誘導を迅速に行うための防災無線設備の整備を図るとともに、インターネットや携帯端末利用による災害情報の提供システムの導入を検討します。
- 地域防災計画や国民保護計画に基づき、国・県と連携した災害時における二次災害等の予防・応急・復旧対策に至る防災体制の確立を図ります。
- 避難場所の周知徹底や避難所の安全性を確保するとともに、防火水槽、消防車両、消防ポンプ等の消防設備や消防屯所、防災備蓄倉庫等の施設の充実を図ります。
- 防災訓練など市民の防災意識の啓発に努めるとともに、消防団や地域の自主防災組織の育成を支援します。

② 交通安全対策の推進

- 警察や県、交通安全協会など関係団体との連携により、高齢者や子どもを対象にした交通安全教室、学校や家庭、地域、職場における交通安全思想の普及に努め、市民総ぐみの交通安全運動を展開します。
- 交通危険箇所の点検と把握に努め、交差点の改良やガードレール・歩道の整備など危険箇所の解消に取り組みます。

③ 地域防犯体制の充実

- 家庭、地域、学校、警察、職場、行政が一体となった地域の防犯体制を強化します。
- 防犯灯や街路灯の設置、地域コミュニティの醸成など犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。
- 1市1署の警察署再編に向け、積極的な活動を展開します。

④ 消費生活の保護

- 詐欺等のトラブルを未然に防止するための指導や情報提供など消費者の意識啓発に努めます。
- トラブルの未然防止や消費者の不安軽減のため、消費生活に関する情報収集と相談体制を充実します。



秋季検閲

目標
指標

不法投棄報告件数

平成 17 年度	平成 26 年度
51 件	25 件

現況と課題

- 本市は丘陵起伏に富む阿武隈高原に位置しているため、各地に阿武隈高原を一望できる景観ポイントがあります。
- 農村地域には、里山と田園、集落とが織り成す原風景が見られますが、近年は耕作放棄地の増加やごみの不法投棄、建設資材の野積み等により景観が損なわれている地域も見られます。
- 市街地内の街並みは、統一感のない建築物や広告物など良好な景観とはいえない状況にあります。
- 平成 16 年に施行された景観法に基づく良好な景観の保全・形成を図るため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。

□統一が必要な標示板設置数

標示区分	目的	必要設置数
方面方向標示板	主要地区の案内	74
施設誘導標示板	施設の案内	202
施設名称標示板	施設名の案内	58
地点名称標示板	所在地の案内	2
全市案内標示板	全市の観光等案内	14
地域案内標示板	地域の案内	14
合計		364

資料：建設課

目指す
べき
方 向 性

- 原風景となる良好な自然景観と文化的景観の継承
- 市民・事業者・行政の協働による魅力的な景観の形成

施策の体系

① 自然景観の保全

- 関係法令に基づく自然環境の保全と良好な景観を望むことができる視点場の整備に取り組みます。
- 環境指導員との連携を図りながら、山林や河川へのごみの不法投棄の防止に努めます。

② 農村景観の保全

- 主要幹線道路など主要な視点場から見通すことができる農地については、所有者や地域の協力を求めながら営農の継続や景観形成作物の栽培等を働きかけます。
- 耕作放棄地等に放置されている建設資材や廃車の撤去を促します。
- 地域の協力を得ながら、集落内の道路沿線や集会施設等の緑化に取り組みます。

③ 良好的街並み景観の創出

- 都市計画法や景観法に基づく制度を活用しながら、建物の統一や緑化など良好的街並み形成に向けた取り組みを誘導します。
- 周辺の景観に配慮した公共施設や道路標識等のサイン整備を進めます。

④ 景観形成を進める仕組みづくり

- 田村市建築賞の創設など市民の景観への関心を高める取り組みを進めます。
- 市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成に向けた取り組みを進めるとともに、必要に応じ景観条例の制定を検討します。
- 電柱等への無許可のチラシ等については、業者への指導の徹底とボランティアの協力によりその除去に努めます。



五十人山

